

ZENKOKU 青税連

1990・7・25

誕生 !!

熊本青年税理士連盟

税務行政における適正手続とは

——現状と問題点——

No.87

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会 長 小 池 幸 造 編集人 広 報 部 長 大 澤 慎 一

No.87 CONTENTS 1990.7

○「一年を振り返って」

全国青年税理士連盟 会長 小池 幸造

..... 3 ~ 5



第23回
全国青年税理士連盟さっぽろ大会
1990年8月5日(日)~8日(水)

特集：

税務行政における適正手続き

○税務行政と適正手続き

法対策部長 白坂 博行..... 6 ~ 8

○適正手続きの観点から納税者番号制を考察する

納税者番号制検討委員長 益子 良一

..... 8 ~ 10

○最近の法定外文書の現状と問題点

近畿青年税理士連盟制度部.....10~13

○実務参考資料『不整形地の評価方法』

研究部長 山下 修三.....13~15

誕生!! 熊本青年税理士連盟

○熊本青年税理士連盟誕生までの経緯

山本 友晴.....16

「一年を振り返って」

全国青年税理士連盟 会長 小池幸造

1. はじめに

早いもので、昨年8月に「さいたま大会」で会長に就任して以来、はや1年が経過しようとしています。

会長就任のあいさつのなかで、「在野精神の立場に立って」諸活動を行うと表明しました。

青年が青年たるゆえんは、その若さと行動力にあります。同時に、スタンスは「在野精神の立場に立つ」のが私のモットーです。オカミヤ税理士会本会に迎合しては、青年とはいえません。

この「在野精神の立場に立って」この1年間諸活動をしてまいりました。

2. 商法「改正」について

商法「改正」案は、6月22日参議院本会議において通過し、この会報が届く頃には、商法の「改正」の全体が会員のもとに明らかにされていることと思います。全国青税では、この商法「改正」について、正確な「改正案」内容を入手することから活動がスタートしました。

法務省商法部会法制審議会（以下、法制審という）における「改正」案の検討、公表は遅々とし、さらに内容としても二転三転していました。日税連では、法制審での審議内容を公表せず、さらには、公認会計士協会との合意内容も公表せず、いたずらに、全国の会員に情報の伝達を遅らせていたのが実状でした。

全国青税では、昨年11月初旬には「会計調査人制度」は「改正」から落ちるという情報を既に入手していました。また、登記所における計算の公開の基準は、当初1億円以下の企業は当面猶予という方向でした。

このような状況のなかで、全国青税としてどのように反対運動していくか実は非常に迷ったところでした。事業計画のなかにも掲げましたように、反対運動の最重要事項は「会計調査人制度」の導入阻止にあります。この「会計調査人制度」が導入されないとすれば、どのような運動が適切なのか。さらに、公開も1億円超の株式会社に限られ、

公開の問題についても同様でした。しかし、これらの点について、日税連より早く青税会員に公表することに決定し、12月には全会員宛に情報を伝えました。このことにより、会員内でのいたずらな混乱を避けることができたと思っています。

法制審では、法律案要綱の公表を当初12月末とし、さらに1月末に変更し、またさらに2月末へと変更してきました。これは、自民党の要請によるもので、商法「改正」が衆議院議員選挙での争点のひとつになることを避けるためでした。

この要綱公表延期の最中に、登記所での計算の公開の基準がまた変わってしまいました。

そのうえ、公表された法律案は、この計算の公開も落ちているものであった。

結果として、法律案での重要な問題点は最低資本金制度の点だけとなり、全国青税では、いち早く法律案のポイントと留意事項の速報を会員にお知らせしたところです。

これで、商法「改正」問題はとどろあえずの一区切りとなりました。このような結果となったのも7～8年にもわたるわれわれの運動の成果と考えています。

しかし、衆議院・参議院の附帯決議にみられるように、次の「改正」が既にスタートしたとみななければなりません。さらに、法務省では、「簡易監査」なるものを検討開始しています。早ければ来春にはその案が公表されるとも聞いています。

全国青税では、商法「改正」問題について、引き続き、中小企業の立場にたって活動していかなければなりません。

3. 消費税問題について

昨年4月より、わが国で初めての税金である消費税が施行されました。

昨年7月の参議院選挙においては与野党逆転となり消費税廃止の方向を国民が選択したと思いきや、2月の衆議院選挙においては自民党が過半数を占め、いわゆる衆参の「ねじれ」現象が生じています。全国青税では、政府・自民党の提案する

「見直し」論は、消費税のもつ本質を隠し、かえって経済や国民生活をいたずらに混乱させるものと認識し、この問題点のパンフレットを作成し、会員へ配布しました。また、消費税廃止の国会陳情を行い、その際にも国会議員に当該パンフレットを配布しました。

2月の衆議院選挙結果が消費税の存亡をめぐる大きな節目との考えから、2月6日付で「消費税についての緊急意見表明」を全会員にハガキで訴えました。衆議院選挙の結果は確かに自民党が過半数を占めました。選挙直後のNHKの電話世論調査では、自民党が圧勝したとはいえ消費税に賛成している訳ではないという意見が75%も占めていました。消費税に対して世論は今でも厳しい眼でみているのです。同時に、消費税施行後のわれわれの活動は、国民の支持にもとづいていくと確信しました。

最近、マスコミでは「益税」なる言葉を使用しています。「益税」とは、免税事業者や簡易課税選択事業者の本来の納税額と実際の納税額との差額をさす言葉のようです。「益税」で車を購入したり旅行に行ったというようなことをとりあげています。しかし、この「益税」は、現行消費税制のたんなる一時的な現象であり、マスコミのとりあげ方は消費税のもつ本質を見誤らせるものです。この「益税」により企業は潤っているとの認識をもつ者もいますが、まったくの誤りです。何故なら、そもそもが事業者が消費税を反対させないための手段として免税事業者制度や簡易課税制度を導入したのですから。このようなマスコミのとりあげ方は、消費税自体のもつ本質を国民の眼からそらせ、消費税制の存続を前提とした「見直し」に関心をひかせるものとして、その姿勢は許されるものではありません。また、消費税導入当時の謳い文句であった「直間比率」は、'89年度税収実績によれば74.1%対25.9%で、消費税実施前の'88年度の73.2%対26.8%と、かえって直接税の比率が高まっています。「直間比率」なるものがいかに導入せんがためのものであったか。

さらに、教科書検定においても、消費税の記述について、文部省は「厳しい注文」をつけてきています。たとえば、高校「現代社会」の教科書の原稿本では「この税は、貧富の差にかかわらず課税されるので、低所得者の人々の負担を相対的

に重くする。」とあるところ、文部省検定では、「消費税の低所得者への影響については、それに対応して社会保障制度等の財政面で配慮がなされていることにも留意してほしい。税制改革は所得税減税など直接税を含めて見直したのであり、間接税のみの改革ではない。」と指示した。これをうけて見本本では「この税は、貧富の差にかかわらず課税されるので、低所得の人々への配慮が必要となる。……略……日本では、所得税の減税などと組みあわされて、1989年4月から導入され、3%の課税が実施されている」と変更しました。

文部省は、社会保障制度等の財政面での配慮がなされている、としているが、年金の65才から70才への引き上げ案に対してはどのように認識しているのか。また、所得税減税とはいえ、消費税が直撃する国民階層は所得税を支払っていない老人や生活困窮者であることを認識さえしていないと思われる。文部省の役人の認識以上に問題なのが、「教科書検定」を通して、義務教育の中で消費税に対するこのような誤った認識を強制的に生徒が教育されることです。

けだし、教科書検定の目的は国家権力が「教育」を通して、国民の考え方を管理することを目的とするわけですが、消費税に関しても教育の中に取り込んできており、危険な方向といえます。

ところで、日米構造協議は6月27日に事実上決着しました。このなかで公共投資総額は430兆円にもなっています。この公共投資総額の財源を賄うためには、現行税制のもとで消費税以外を改正しないとすると、消費税の税率は7~8%にしないと賄えないとする金融機関の試算が発表されました。何故か、早いタイミングで発表されていますが、近い将来、この「日米構造協議」にもとづくという大義名分のもとで、消費税率が上昇することも充分考えられます。

国民は、3%で何とか我慢していますが、7~8%になるとどうなるでしょうか。

われわれは、今後も消費税の動向注視し、廃止の前提で、これからも消費税の問題点を国民に訴えていかなければなりません。

4. 納税者番号制度について

納税者番号制問題については、税理士界のなかでは、青税がいち早くとりあげ、活動をしてきま

した。その結果、日税連の意見書でも青税の意見と同様な意見がみうけられ、これも青税の意見が反映されたと考えております。

全国青税では、納税者番号制度の問題点を指摘するパンフレットを作成して全会員に配布し、また国会議員にも配布し、その問題点を訴えてきました。またさらに、一般の国民にもわかり易い小冊子の作成を、という要望にもとづいて、小冊子を作成中で大会までには全会員に届くことになっています。

納税者番号制度の問題点は、侵透しつつありますが、まだまだ、総合課税のためには納税者番号制が必要なのだという意見も多く見うけられます。納税者番号制度の導入のためには、その前提の情報公開・情報保護などの法制度が確立されてなければならず、わが国においては、とりわけ税務に関するこれら法制度はまったく確立されてないのと同様です。政府税調・納税者番号制等検討小委員会報告では行政の便宜が優先され、国民のプライバシーは制限されても良いとする見解です。これでは、納税者番号制は、あくまでも行政のためのものにすぎません。

さらには、税務行政手続法が確立されていない現状では、税務調査の恣意的運用がより一層行われることにもつながってきます。

しかし、青税がこの問題に取り組んできていることにより、税理士界内において、納税者番号制に対する関心が高まり、その問題点が次第に侵透しつつあることは、われわれの運動の成果と考えています。

5. 税理士法関係について

今年度は、税理士法改正の気運が税理士界内で高まりつつあり、全国青税としては、会員の研究・調査に資するために、「青税版・税理士業務必携」を、大会当日において刊行する予定で現在作業中であります。

1980年の税理士法「改正」以来、すでに10年を経過しており、「改正」後に入会した会員も多くなってきています。税理士法改正運動のためには、まず、現行税理士法を知らなくてはなりません。それには「青税版・税理士業務必携」がお役に立つものと自負しております。

しかし、残念ながら、税理士法改正に関する具

体的研究・検討は次期執行部に委ねることになりました。

6. 熊本青税の結成について

今年度、特筆すべきは熊本青税が結成（予定一7月12日に結成大会）されることです。

ここ10数年、新しい青税の組織が結成されず、組織拡大がままならない状態でした。

熊本青税が結成されると13番目の単位青税の誕生です。うれしい限りです。

これからも、組織拡大に向けて引続き活動をし、さらに多くの単位青税の誕生を願うものであります。

7. その他の諸活動について

○適正手続問題に関しては、現段階では資料収集に努めており、'90年の秋のシンポジウムで分科会を担当して発表することになっています。シンポジウムでの発表内容にご期待下さい。

○秋季シンポジウムは、今年度は大阪で開催されましたが、これは前年度執行部の企画のものです。今執行部では、'90年の秋季シンポジウムが実質的な担当となります。

'90年秋季シンポジウムは、初めて1泊2日で行われます。今までのシンポジウムでは時間が足りないという指摘の声を多く聞いていました。それでは、じっくりと勉強しようではないかと、1泊2日のシンポジウムを企画したわけです。

とくに1日目の夜は今までにない企画を盛り込んでいます。是非、多くの会員の参加をお願い申し上げます。

以上、今年度一年をふりかえって思いつくまに書いてみました。

会長就任当初、あれをやりたいこれをやりたいと種々の活動を計画していたのですが、今事業年度末で継続になってしまったものもあり、この点は次年度繰越となってしまいました。ご容赦下さい。

最後になりましたが、この一年間、会員の皆様におかれましては、全国青税活動にご協力していただきありがとうございます。また、執行部の皆様、本当にご苦労様でした。この紙面をお借りしてお礼申し上げます。

税務行政と適正手続き

法対策部長 白坂博行

(1) 適正手続きの必要性

わが国の憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めている。

税とは国民の財産を強制的に徴収するものであるのだから、それは常に国民の財産権の侵害と言う問題をかかえている。わが国の憲法は、この国民の財産権の侵害を防ぐために、第30条で国民に納税の義務を課しているのだが、憲法は納税の義務を課すだけでなく、第84条で租税法律主義をも定めている。租税法律主義が定められてあるから、各個別税法が制定されているのである。そして、直接的には各個別税法がそれぞれの税を課すに際して、一定の要件の下に国民の財産権の侵害を解除しているのである。

これらのことから、国民は各個別税法が規定する範囲内で税を納付する義務を負うこととなるのだが、それはわが国の憲法第84条の要請から、国が国民に税を課すには、法律の定めと言う適正な手続きによらねばならないことを前提としていると言うことなのである。

(2) 法律と通達

租税法律主義は課税要件のすべてを、法律の定めによらなければならない、と言う趣旨のものではない。個別的、具体的な事項であれば、その取扱いを政省令に委任することができる。

しかし、法律の定めによっても、法律の解釈論についての問題がある。つまり、法律の定めによることを原則としても、法律の執行レベルでの具体的な取扱いにおいては、法律をどのように解釈していくのかと言う、極めて実務的な問題が存在するのである。特に税法の分野においては、その時々々の社会情勢により、経済的価値観や取引形態等が変化していくため、その取扱いを国会の決議等を必要とする法律等の定めだけによるのでは限界がある。現実の税務行政においては、それらの多くを通達により対処してきた。それは今日までに通達を、本来の公務員の法律解釈の指

針という資質を拡大させ、通達が重要な課税要件をも規定するという結果を招いている。結果、現在では通達が一種の行政先例法的地位を取得していると言えよう。そのため、行政先例法の存在を認めるか否かの検討を行なうことが、ある意味では現在における重要な税務行政における課題の一つになっていると言えるのかもしれない。

ただ、通達の存在そのものを否定するだけでは、今日においては現実的な対処方法ではないと言えよう。むしろ、通達の改廃と言う極めて行政的行為の内に、国民の意見を反映させることの方が現実的である。そのためには、通達の整備作業の過程に、適正手続きの保障を確立させるためにも、行政機関から独立した機関を設置し、当該機関に通達の整備作業を行なわせるという観点が必要であり、現実的であると言えるのではないだろうか。

(3) 税務情報

現在のわが国においては、権利や義務に対する認識が、まだかなり低レベルのものであると言えよう。

しかし、税務情報は国民一人一人のプライバシーとしての権利であり、それは最優先して保護されるべき情報の一つである。

ただ、税務情報は重要な個人のプライバシーとして、最優先して保護されねばならない権利の一つであることは確かだが、個人情報も個別的事項を削除してしまえば、それは公的情報となる。そして、私的情報を本人に開示すること、あるいは公的情報を一般に公開することは何ら問題がない。

本来、納税者情報とは、納税者の固有の財産である。その情報を強制的に提出させ、保有している課税庁は、単なる納税者情報の管理者でしかないのである。しかるに、現実の税務行政においては、比準同業者における取引が適正な市場取引であるとして、これらの情報を知り得ず行なった同族会社の行為計算を、一方的に課税庁が保有する情報を押付け、否認してくる場合がある。けれども、これらの公的情報は、本来、国民の財産なのであるから、あらかじめ課税庁が公開していれば、

この種の問題での争いは防げたはずである。

税は国民の財産権侵害の問題を直接的にかかえているのであるから、課税庁が保有している税務情報は、公的情報という形で国民に公開することが、国民のための税務行政につながるのではないだろうか。そのためには、これらのことが適正手続きの下に保障されていなければならないのである。

(4) 質問検査権

税務行政が国民と接し、国民の権利や義務に対して、直接的に影響を与えることとなるのは、税務調査においてである。そして、税務調査における主たる問題は、質問検査権が、法律上どのように規定されており、それがどのように運用されているかということである。

わが国の憲法は国民を主権者として位置付けている。その考え方からは、申告納税制度が、唯一納税方法として導き出される。そして、申告納税制度の下では、納税者の申告により租税債務が確定する。しかし、法律解釈論、あるいは事実認定等において、納税者の判断は常に誤りがない、と推認することには疑問が残る場合もあろう。そのため、第二義的な租税債務の確定権として、質問検査権が存在するのである。よって、通常の場合の質問検査権は、純粹に行政上のものなのである。

しかし、質問検査権は純粹に行政上のものであると言っても、罰則により担保された、強制力をもつ行政権の行使であり、それは国民の財産やプライバシーに直接的に影響を与えるものである。そのため、質問検査権の行使にあたっては、可能な限り納税者の利益を損なうことのないよう、調査官は配慮しなければならないのである。

けれども、残念ながらそのような配慮の欠けた税務調査が、多く行なわれていることも事実である。その要因としては二つのことが考えられよう。

一つは、質問検査権を定めてある法律の条文が、極めて抽象的に、かつ簡単に短文により定められていることである。本来であれば、各個別税法等において、質問検査権が合法に成立するための諸要件を、明文により具体的に規定していなければならないのである。そのように規定されていないがため、課税庁に質問検査権はなんでもできる行政権であるとの誤った解釈をさせているのである。

そして今一つは、実際に税務調査を行なう調査

官に対して、これらの教育が十分なされていないということである。そのため、このような認識の欠落している調査官が多いという現実を生み出している。

さらに、行政手続法(あるいは税務調査手続法)が制定されていないことも影響していよう。これらが、納税者の立場にたった視点から立法化されてあれば、税務調査における事前通知、調査理由の開示、あるいは立会権等の問題による争いは防げるものである。もちろん、税務調査における問題点はこれらの外にもまだあるけれども、税務行政における適正手続きが、納税者の立場から立法化されていれば、それらのかなりの部分が解消されることは間違いのない問題であろう。

(5) 行政と適正手続き

わが国のように、高度に発展した社会においては、行政府の果たすべき役割は多く、またそれは質的にも重いものとなっている。

しかし、それは行政府に強大な権力が集中するという結果を生み出している。もちろん、この行政権力は国民の平穏な日常生活の擁護のためとしてのものでなければならない。国民の基本的人権は、公共の福祉に反しない限り、国政上で最も尊重されねばならないものであるからだ。そしてその保障は、国民がこれを主張し、擁護することについての、手続きが保障されて初めて実質的に完全なものとなる。行政に対して、厳格に適正手続きを要請することは、行政が果たさねばならない膨大な事務量を、迅速あるいは効率化という面で阻害させることとなろうが、国民の権利や自由を保障するためには、国民は行政府に対して、適正手続きの保障を厳しく要求するしか、その方法がないからである。

憲法第31条が規定する適正手続きが、行政においても強く要請されるものであるか否かの見解は、現在においては消極的に解される場合が多い。しかし、適正手続きは行政権力の強大化に対する反面的要請としての法的規制である、との根源があるのであるから、当然適正手続きは行政上にもおよぶものとして存在していると解するのが正当であろう。

(6) 行政手続法

わが国において行政手続法の整備の必要性が叫ばれてから久しい。行政府内においても、その必

要性の認識から、昭和55年8月に行政手続法研究会が発足し、昭和58年11月にはかなり詳細な研究成果の報告もなされている。が、それは現状の認識と、当該法律の必要性を論じるにとどまり、立法化までには至っていない。

また、現在においても行政手続法の立法のための検討がなされていると聞くが、そこにおいては、税務行政における納税者の権利がそれ程重要視されていないと聞いている。ある政府高官はプライ

バシーの保護のための法律（内容は保護に値しないもの）の立法化において、「それでも、ないよりはましである」との発言をしていたが、内容が何ら伴わない法律であれば、「ないほうが、まし」なのである。にもかかわらず、わが国の政府高官から、このような発言が飛び出てくるのであるから、いかに現在のわが国において、行政手続法の制定が早期に望まれているか理解できよう。

適正手続きの観点から 納税者番号制を考察する

——問題点の指摘——

納税者番号制検討委員会 委員長 益子良一

1. はじめに

納税者全員に、一生涯変わらない番号をつけてその番号により、各納税者に関する様々な資料を集中的に管理して、その人の収入や所得を把握しようとする納税者番号制が、クローズアップされてきている。

しかし、そこでの議論は所得の捕捉のみが強調されており、プライバシーの問題や適正手続きの問題が欠落している。

そこで納税者番号制について適正手続きの観点から問題点を考えてみたい。

2. 納税者番号制とは

1988年12月に、政府税制調査会、納税者番号等検討小委員会より、「納税者番号制度」についての報告（以下「小委員会報告」という）がなされている。

同報告書では、「納税者番号制度は、その効果には一定の限界はあるものの、納税者の所得等を把握し適正・公平な課税を実現するためには有効な制度である」とし、さらに「適正な税務執行のために必要な限りでプライバシーの権利が制限されるのはやむを得ないと考える。」と、納税者番号制を行政にとって有効な制度という観点でのみとらえている。

また、野党でも、例えば日本社会党が1989年10月25日にだした小冊子「国民の税制改革」によると、納税者番号制の導入について、「今日では技術的に十分可能であるし、現に所得税の申告納税

者にも番号制による管理が行われている。世界的にみて、アメリカの社会保険番号をはじめ、それぞれの国の実情に応じた番号制が整備されてきているのが現状であり、プライバシー保護を厳守したうえで、番号制を導入することは可能である。」と結論づけ、納税者番号制の本質をよく理解しないままに述べられているきらいがある。

3. 納税者番号制の本質

たしかに現在でも、わが国の税務行政において所得税の申告納税者に番号を付して、税務署内部では、この番号によって、納税者管理の事務処理を行っている。

しかし、これは納税者番号制とは、本質的に異なる。

すなわち、納税者番号制度の定義として、政府税制調査会の「小委員会報告」でも、「税務行政全般にわたる効率化を図るため、納税者に広く番号を付与し、各種の取引を行う際に取引の相手方に番号を告知すること並びに納税者及び取引の相手方が税務当局に提出すべき各種書類に納税者の番号を記載することを義務付けることによって、納税者に関する課税資料を、その番号に従って集中的に整理し、管理する方式である。」と述べている。

このように、納税者番号制のもとの番号は、税務署内部の事務処理のためのものではなく、最終的には、各納税者の所得の捕捉を目的として、納税者が経済取引市場において取引を行う場合には、原則として、その取引の都度、その取引の相

手方に自分の納税者番号を知らせると同時に、相手の納税者番号を聴くことを義務づけている。

そして最終的には、その取引内容を記載した書類は税務署に提出しなければならない。

4. 税務調査の現状

納税者番号制は、課税庁が納税者情報を収集し集中的に整理し管理することからはじまる。

そこで、納税者情報を収集する手段が問題となる。

現在行われている税務調査については、いくつかの類型に分類できる（「質問検査権の法理」参照）が、通常我々税理士が立会う税務調査は、質問検査権にもとづく税務調査である。

質問検査権にもとづく税務調査は、適正な課税処分を行うための、純粹に行政上の質問・検査であり、受認義務を伴う間接強制とはいっても、本質的には任意調査である。

その質問検査権の規定は、例えば所得税法では第234条1項で、「所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。」ときわめて包括的な規定でその行使の条件、態様等について細部にわたって規定されていない。

このようにわが国では、質問検査権の行使に関する手続規定が整備されておらず、結局、税務行政上の「適正手続き」が、制度として確立していないといえる。

そこで、質問検査権の範囲や方法について、法解釈にゆだねられており、最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定（租税法基本判例）がある。

ここでは、「この場合の質問検査の範囲・程度・時期等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつこれと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当の限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられている。」といているが、非常に抽象的な表現で、調査の手続きについての具体性を欠いている。

よく読めば、「質問検査権の必要」、「相手方の私的利益との衡量」そして「社会通念上相当の限度にとどまる限り」と、いくつかの条件を課すことによって、「税務職員の合理的な選択」に委ねられているのであるが、課税庁側では、大巾な裁

量権を与えられたかのように判断して、おうおうにして納税者に事前通知を行わなかったり、プライバシー権に配慮のない税務調査が行われている。

5. 無制限な情報の収集

このように税務行政上の適正手続きが具体的な制度として確立していないわが国において、納税者番号制が導入されたら、税務調査はどのようなものになるのだろうか。

そもそも納税者番号制で、収集の対象となる取引（情報）は、納税者がひろく市場で行う経済取引がその対象となる。

基本的には、現行の法定調書制度の対象となっている経済取引が考えられる。

しかし将来的には、経済取引以外の取引もその対象となることが予想される。

なぜならば、「所得」の概念は、アメリカ法の影響を受け、純資産増加説的な立場にたつて、一時的偶発的な所得も含めたすべての所得を課税対象とする包括的構成となっている。

そのことから経済取引を広義にとらえて、純粹な経済取引以外の情報が、適正手続きの規定がないことによって、税務調査で無制限に収集されることが予想される。

経済取引以外の情報とは、各納税者の個人情報である。具体的には、各納税者の親族関係、または過去における職歴や各種税歴等、さらには思想や信条などの情報収集も考えられる。

このように、プライバシーの侵害の問題と切り離して考えることはできない重要な問題を含んでいる。

税務調査のとき、課税庁側はよく「こういうことを行なうてはいけないとする法律がないのだからこういう行為を行ってもよいのだ。」として、えてして憲法で保障された個人の基本的な人権を侵害するような体質をもっている。

そして税務行政における適正手続きが確立されていないわが国において、コンピューターのオンライン化により、あらゆる分野の情報が容易に収集できることを考え合わせれば、納税者に関する情報も簡単に収集されて集中的に管理され、個人のプライバシーは侵害されることとなろう。

税政調査会の「小委員会報告」でも、「適正な税務執行のために必要な限りでプライバシーの権利が制限されるのはやむを得ない…」とわいてい

るのみをみると、プライバシーの侵害は確実に予想される。

なお納税者番号制とプライバシー侵害の問題について論ずるのは、別の機会にゆずりたい。

6. 繁雑化する税務調査

適正手続きが確立されていないわが国において納税者番号制が導入されると、税務調査はかなり繁雑化すると考えられる。

なぜならば、事業者は経済取引を行えば、その取引について、相手の氏名や取引の年月日等そして相手の納税者番号を記載した資料を税務署に提出することが義務づけられる。

そして、税務署に提出を要しない少額な取引もそれらを記載した書類の保存が義務づけられる。

そうすると資料収集のための税務調査として、その税務調査を行なえる手続規定がきちんと確立していないと、税務署はいつでもすきなときに税務調査を行えることになってしまうだろう。

さらに、これらの書類が保存されていない、あるいは保存されていてもその内容に誤りがあれば記録・保存義務違反として罰則の対象となるだろうから、かなり高圧的な調査が横行することになりはしないだろうか。

うから、かなり高圧的な調査が横行することになりはしないだろうか。

7. おわりに

わが国においては、諸外国で「納税者番号制」の前提条件となっている「情報公開法」や「情報保護法」などの、情報関連の法制度が確立されていない。

さらには、税務行政上の「適正手続き」も制度として確立されていない。

このような状況の中で仮に納税者番号制が導入されたとするならば、国民のプライバシー権は確実に侵害されることになろう。

だから納税者番号制を検討するには、プライバシー権に対する法制度の確立と適正手続きの確立が前提条件となる。

少なくとも、課税庁の効率的な租税徴収という極めて徴税技術的な視点から論ずるべきではなからう。

我々は、納税者番号制についての今後の動向を注視していく必要があると考える。

最近の法定外文書の現状と問題点

近畿青年税理士連盟制度部

1. 法定と法定外の区分

税法（税理士法を含む）に提出義務が定められている法定文書（そのうち支払者側から提出すべき書類として法定資料として強制しているもの＝法定資料 P12～P13参照）と法律に根拠をもたない任意の提出を依頼するにすぎない文書（これには納税者本人からの第三者又は本人に関する情報提供を求めるもの＝一般にこれを法定外資料と呼ぶ）、納税者本人への来署依頼、具体的事項についての照会文書（以下、呼び出し等という。）に分けられる。

2. 法定資料の目的

法定資料は主に翌年1月31日までに、その支払者側に提出を義務付けられている調書類が大半でこれは支払者（主に源泉徴収義務者）の計算の正確を期し、あわせて受給者側の課税の適否を検証しようとするもので、不提出については罰則がある。（税務行政が直接科罰するのではない。これ

のみで告発する例はないと思われる。）

稀には前年の合計所得（所得控除前）が2000万円超の者について提出が義務付けられている財産及び債務の明細書、白色申告者の収支内訳書のように不提出についての罰則規定がないものもある。

3. 法定外資料拡大の背景

最近の税務行政はこの法定資料の収集だけでなく大変、多種多様な法定外資料、表題としてはお尋ね、ご依頼、お願いと題する文書提出を求めることが多くなってきていることはご承知の通り。

一言でいえば、多様なメニューで芸が細かい、受けとった個々の納税者側としてはマークされているなど思わせる。

一部には見当違いの発信やプライバシー保護からみて行きすぎといえるような例もでてきている。このような文書送付の選定対象はグリーンカード制の挫折により宙に浮いたコンピューター機能を活かして多様な組合せと抽出が可能になってきて

いることと、できれば近い将来、グリーンカードを上回る規模で社会保険の給付管理の統合とあわせ、その番号を流用した納税者番号制の導入を果たしたいという政府部内の動きがある。

※ 納税者番号制の税務面における費用便益効果は乏しい。なぜなら、現在の日本の税収は大法人の記帳は整備されており、制度上のループホール活用によるタックスイロージョンは別としてこれらに補足漏れは少ないと考えられるし、消費税導入後、広くうすく大衆課税による税収確保が浸透し、また従来からの給与所得者については、事業上の売上げ税のみなし課税で課税が完結されているから、補足漏れの追及対象となる申告納税者は4400万の申告納税者数のうちその1/3程度にしかすぎない。そのような対象者に対して納税者番号利用による情報を有用性のあるものとして付番、活用するには全国民への付番と幅広い活用機会を設ける必要があろうからその膨大な情報量の処理コストはこと税務面の効果からだけでは償いきれないことが明らかだと思われる。

そうすると納税者番号制という名の国民総背番号制は、国レベルでの多様かつ多目的な利用を意図した本音をおおい隠す、「いちじくの葉」として、マイクロヨン退治、の切札としての期待感を抱かせるところにその呼称、表向きの大義名分もっている。

4. 法定外と法定の区別のあいまいさ

これは法律に根拠のない任意の提出をお願いする資料ですという親切？な文面は記入されていない、いかにも根拠があるがごとく冷たく「……ください」「期限〇〇日」「担当者〇〇」と記入してであると気分のよいものではない。意識的に役所の方も表現をぼかしているきらいがある。

しかし、普通法的根拠のあるものは本来、行政の厳密な執行からすれば、法律条文根拠、本来の法律上の期限等が記載されているべきものでありそれ以外は法定根拠なしと断定していただいたらよいと関与先にいっていただいてよいのではないか！

5. 法定外資料の問題点

何もやましいところがなければ納税者番号制さえけっこうではないか？という「大義名分」からすると、コストの点を防げば極力、協力してよいのではないかとの考え方もあるかもしれない。要

するに我々税理士としては、事務上の煩雑さを分担しなければならぬ最近の傾向に腹が立つという方も多いかと思う。

しかし、ここは厳密に考え直さないと、日本のあいまいな質問検査権の規定しかない税務行政はどこまであつかましく税務調査か資料収集かわからない納税者情報の安易な収集と活用をすすめる危険性がある。

ここで考えるべき問題点が4つある。

①法定外資料収集は質問検査権の範囲外であること。

つまり法定資料にあたらぬ一般の資料収集のみを目的とする調査は、相手方の同意を前提とする間接強制ではない、まったくの任意のものであり、質問検査権の適用はできないものである。

②法定外資料と守秘義務

納税者本人にその者に関する情報提供を求めるものと納税者以外の第三者との取引情報を求めるものとがある。

反面調査は質問検査権の行使の枠内のものであるそれと限定された局面で行使されるべきものである。にもかかわらず、一般的に納税者の知りえた第三者の取引情報を法定根拠なく収集しうる権限は行政にはない。情報を勝手に提供された第三者はめいわくである。行政にも守秘義務があるとしても、守秘義務を有する者に対しては、これはその場限りだとして情報提供を無限に行わさせられるとしたら、刑法上の秘密漏洩の罪は形骸化してしまう。医師・弁護士等の特定職業人の守秘義務が特に問題となろう。これについては経済的流通事項についてプライバシーをいちいち保護しておっては取引の自由、安定という観点からの情報公開に支障があるとする考えもあろうが、ここでは税務行政に対してのみこのような情報提供をしなければならないということには少なくともならないということは指摘しておきたい。

③法定外を法定に格上げしたらよいか

たまたま協力的な納税者にはあつかましく資料提供依頼がしつこい。ならば、これを法定として等しくある基準を満たす納税者はこれを提供するようにしたら、ある意味では公平かもしれない。行政としては補足手段を最大限確保したいかもしれないが、自由と国家の関係をどう考えるか行政のあり方にもかかわってくる問題である。

④税理士を通じた収集の危険性

納税者だけでなく税理士に対しても色々な文書提出依頼がある。

これに安易に何でも協力することは好ましくない問題点を多々含んでいる。

(使用人等報告について)

これは税理士法41条の2の「使用人等に対する監督義務」や税理士試験受験資格、業務経験の判定上必要とされるものであろう。これの提出先は本来、登録事務のためにのみ税理士会についてだけ提出すれば足りるものではないか。

(税務署への関与状況報告)

東京会のはA～Eまでの関与状況カードまで提出する詳細なものである。各会によって内容にバラつきがある。

これは税理士法55条の「監督上の地位：国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは税理士から報告を徴し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。の規定に根拠があるとすればある。

その範囲と性格があいまいである。関与状況調査とか使用人報告とかの法律上では文書は見当らない。

(チェックシート添付のしようよう)

チェックシートとか概況書という(お願い)文書をよく了寧に仕事をされる税理士ほどつい書いてもいいよとかコンピューターで打出せるからとか案外、多くの方が提出されているようである。

まずコンピューターにこんなソフトがあるのがけしからんことだと思う。

それに第1、チェックシートは税理士の税務代理の権限外のわけの分からない性格の作業である。チェックするのは、税務代理の必要上の内部事務であってそれを提供するのはいったくの範囲外の業務である。

6. 米国、西独等の資料提供方法

米国、西独等の税務調査の必要上の資料収集及び提供義務は法制上明確である。

というのは、収集側も提供側もルールにのっとって、文書で理由を明示してそれを求め、提供側拒否権が保障されており、その提供の有無の可否を巡って行政上の争訟ルールが明確化されている。ルールで負けたら、出さねばならないということ

だが、ルールにないことを事実上しようようされている日本の現状とくらべてどちらがよいか。

このあたりをもう少し研究?して11月17日の全青税シンポでは、有能な制度部員(部長だけが有能らしい?)が発表したいと思っております。(米国の行政招換状手続、サモンズとジョンドオサモンズの扱い、西独の例等(財)日本税務研究センターVOL9日税研論集に最新の情報が整理して記載されている。同じ議会制民主主義の法治国家であっても、形だけアメリカの情報収集制度の強制とそれに対する争訟ルールを移入しても望ましい状況にはならないと考える。それぞれの国の法律制度、国民の国家との関係の違い、歴史的、文化的相違を考慮に入れて取捨選択をはかる姿勢で比較検討を紹介したい。

(追記)

アメリカの弁護士に対するサモンズにおいては依頼人特権と作業成果免責法理という考え方が確立している。日本の税理士は税務代理の面においては、アメリカにおける弁護士に準ずる位置にあるから、参考になる。依頼者との信頼関係に基いた弁護士の自由な思索の成果、内部事務については極力、保護の対象におこうという考え方である。

法定資料の種類

(63.4.1現在)

○所得税法

1. 利子等の支払調書
2. 国外公社債等の利子等の支払調書
3. 定期積金の給付補てん金等の支払調書
4. 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
5. 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
6. ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
7. オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
8. 株式の消却等の場合の支払調書
9. 利益をもって株式の消印をした場合の支払調書
10. 利益積立金額の資本金の組入れの場合の支払調書
11. 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
12. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

13. 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
14. 生命保険契約等の一時金の支払調書
15. 生命保険契約等の年金の支払調書
16. 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
17. 損害保険代理報酬の支払調書
18. 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
19. 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
20. 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
21. 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
22. 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
23. 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
24. 不動産の使用料等の支払調書
25. 不動産等の譲受けの対価の支払調書
26. 不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書

27. 給与所得の源泉徴収票
28. 退職所得の源泉徴収票
29. 公的年金等の源泉徴収票
30. 信託の計算書
31. 名義人受領の利子所得の調書
32. 名義人受領の配当所得の調書
33. 譲渡性預金の譲渡等に関する調書

○相続税法

1. 生命保険金・共済金受取人別支払調書
2. 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書
3. 退職手当金等受給者別支払調書
4. 信託に関する受益者(委託者別)調書

○租税特別措置法

1. 短期国債等の譲受けの対価の支払調書
(注1) 平成元年より「株式等の譲渡の対価の支払調書」を新たに制度化された。
(注2) 所得税法、相続税法により定められる法定資料の不提出につき、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金が科される。

実 務 参 考 資 料

『不整形地の評価方法』

研究部長 山下修三

- 相続税法における「財産評価通達」の考え方と
- 固定資産税における「土地評価事務取扱要領」の内容

我々税理士が、相続税の財産評価における土地の評価を計算するとき、係数や補正率を用いて算出できるものと、いわゆる30%以内のしんしゃく率「不整形補正率」を用いて相当な補正を行う「不整形地」「無道路地」の評価に度々でくわす。不整形地はそのへんにごろごろといくらでも転っている。むしろ不整形でない土地を探すのに苦労するほどである。整形地など稀だという考え方(実務家の考え方)と、不整形地だからといって、常にながしかのしんしゃくがあるというわけでは

ないのであって、不整形の程度が小さい場合など宅地としての利用に特に支障がないものについてまで、不整形地補正を行う必要はないという考え方(評価通達の考え方)が共存する。

控除率も、納税者サイドは過大に、課税庁サイドは過小に判定しがちになるのが実態であろう。そこで本稿では、相続税法上の「時価」の考え方を復習の意味で、一方固定資産税における『不整形地』の評価方法をあくまで実務の参考として検討してみたいと思う。誌面の都合で、評価通達における不整形地評価の計算例は割愛した。

I 相続税法上の「時価」

相続税法第22条(評価の原則)の趣旨は、この

章（第3章財産の評価）に特別の定めがあるものを除き、相続、遺贈または贈与により財産を取得したときは、その取得した時の時価によって評価すると定義している。このことは、法第23条（地上権……）、第24条（定期金……）、第25条（給付事由の……）、第26条（生命保険契約……）、第26条の2（立木の評価）の五ヶ条だけ法の規定にもとづいて評価できるのであって、上記五ヶ条以外のその他の財産については、すべて本条（法第22条）により評価することとなり、本条には時価によることが定められているだけであるから、時価の解釈が決定的な役割を持つこととなる。ところで「時価」とはどのような概念であろうか。「相続税財産基本通達」の1条（評価の原則）で、時価の意義として、「時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう」と規定している。時価の概念としてこの解釈はほぼ妥当なものといえよう。

しかし相続税または贈与税の課税財産はきわめて多様なものであり、前記のような観点から容易に評価できるものではなく、むしろ大部分の財産が「不特定多数の当事者間で、自由な取引」が行われないものである場合が多い。特に不動産については、立地条件や取引の相手方の事情によって取引価額が大きく左右されることが多く、一律に客観的市場価額が認識できないものである。

相続税法で評価が法定されているのは、前述のとおりであるが実質的には法第24条、25条、26条だけであり、他の財産についてはすべて時価の解釈に委ねられるかあるいはその時価にもとづいて法定の方法により評価することとなっている。

そこで税務行政実務上は、それをまったく納税者の解釈に委ねたのでは課税上統一と公平を欠くこととなるので、財産の評価については、独立の「評価通達」を定め、これにもとづいて評価することとなっている。したがって相続税、贈与税については、この評価通達が実質的に課税標準を定める実体規定としての性格をもっているということができよう。実体的な部分が法定されず、行政解釈に委ねられているという状態は、決して正常なものではない。現実の申告手続において、納税者がこの評価通達にしたがっているのは、決してその法源性を承認しているのではなくて、単にこ

の評価通達にもとづいて評価されている場合は、後日課税庁によって更正されることがないという期待感があるからにすぎない。

II 固定資産税における『不整形地』の評価方法

固定資産税の評価は、地方税法388条第1項の規定に基づき、「固定資産評価基準」により行うこととされ、²所要の補正、として、横浜市の「土地評価事務取扱要領」を紹介し、「不整形地」をどのように評価しているか、探してみる。

以下、「土地評価事務取扱要領」の内容にはいると、

まず最初に

[用語の意義] 抜粋

整形地	正方形地、矩形地および略矩形地の画地をいう
三角地	三角地のほか略三角地を含む画地をいう
不整形地	前記整形地、三角地以外の画地をいう

次に

[不整形地の評価方法]

不整形地は方形地に比べ利用上種々の制限を受けるが、その利用制限の状態も不整形地の形状が多種であることにより多様にわたっている。この多種多様な状態に応じて評価することを方式化したものとして、「不整形地評点算法」がある。

なお、不整形地補正率の求め方としては、

- ①不整形地を方形地に直し、
- ②方形地の総面積または評点に対する影地部分の面積または評点を算出し、
- ③商業地区は評点割合、その他の地区は面積割合を求めて
- ④これに応じて不整形地補正率を適用する。

※影地部分とは当該画地を隣接地と併合することにより、当該画地が方形地となる場合の隣接地部分の面積または評点数をいう。

◎上記不整形地補正率を、不整形地補正率表として次頁に掲げる。

不整形地補正率表

〔適用地区〕ビル街・高度商業・普通商業

形態 割合	右以外の 不整形地	間口狭小不整形地			
		袋地		袋地以外のもの	
		間口3m未満	間口5m未満	間口3m未満	間口5m未満
10%未満	98%	89%	96%	88%	95%
10~20	95	87	93	86	92
20~35	93	85	92	84	91
35~40	90	82	88	81	87
40~50	85	78	83	77	82
50%以上	80	73	79	72	78

(2) 1㎡当たり評点数＝

(路線側) (奥行30mの普通住宅の奥行価格通減率) (面積割合13%の不整形地補正率)

$$100,000 \times 0.956^* \times 0.98^* = 93,688$$

奥行価格通減率表

地区別 奥行(m)	高度商業	普通商業	併用住宅	高級住宅 普通住宅 村落	ビル・ 事務所街	中小工場	大工場
15未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～17	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17～19	97.8	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
19～20	96.5	98.0	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20～22	95.1	97.0	98.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22～24	93.7	96.0	97.1	99.0	100.0	100.0	100.0
24～26	92.3	95.0	96.2	98.1	100.0	100.0	100.0
26～28	90.9	94.0	95.3	97.2	100.0	100.0	100.0
28～30	89.4	93.0	94.5	96.4	100.0	100.0	100.0
30～31	88.0	92.0	93.6	95.6	100.0	100.0	100.0
31～33	86.6	91.0	92.8	94.8	100.0	100.0	100.0
33～35	85.1	90.0	91.9	94.1	100.0	100.0	100.0
35～37	83.7	89.0	91.1	93.4	100.0	100.0	100.0
37～39	82.2	88.0	90.3	92.7	99.9	100.0	100.0

〔適用地区〕中小工場

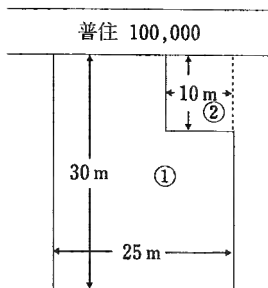
形態 割合	右以外の 不整形地	間口狭小不整形地			
		袋地		袋地以外のもの	
		間口5m未満	間口8m未満	間口5m未満	間口8m未満
10%未満	98%	91%	97%	90%	96%
10~35	96	89	96	88	95
35~50	90	84	89	83	88
50%以上	85	79	84	78	83

〔適用地区〕併用住宅・高級住宅・普通住宅・村落

形態 割合	右以外 の不 整形地	間口狭小不整形地					
		袋地			袋地以外のもの		
		間口3m 未満	間口5m 未満	間口7m 未満	間口3m 未満	間口5m 未満	間口7m 未満
10%未満	99%	86%	95%	98%	85%	94%	97%
10~20	98	85	94	97	84	93	96
20~35	96	84	92	95	83	91	94
35~40	94	82	90	93	81	89	92
40~50	92	80	88	91	79	87	90
50%以上	90	78	87	89	77	86	88

次のような不整形地を例にとって計算してみると、

○その他の地区(1)



(1) 不整形地の面積割合＝

$$\frac{\text{(影地の面積)②}}{\text{(方形地の面積)①、②}} \times 100 = 13\%$$

$$\frac{10\text{m} \times 10\text{m}}{25\text{m} \times 30\text{m}}$$

〔注釈〕：上記例は間口が15mであるから固定資産税においても、相続税においても間口狭小に該当しない不整形地となる。例によると、不整形地の面積割合が13%のとき、その補正率は0.98となり、仮に20%とすると0.96、35%とすると0.94と算出される。

固定資産税では以上のものであるが、相続税では、不整形地の程度など勘案のうえ、30%以内のしんしゃく率適用となる。

この例は一部が路線に接する不整形地のケースであるが、無道路地、法または崖地がある画地、高圧線のある画地、高圧線以外の地上障害物により影響を受ける画地などもきめ細かく定められている。もちろん奥行価格通減率表、側方路線影響加算率表などは、評価通達同様、定めてある。

(数値は、類似しているが違うので注意)
〔Ⅱの図表等は、(株)ぎょうせい発行：固定資産税土地評価と課税の実務：辻弘昭著より引用した〕

誕生!! 熊本青年税理士連盟

熊本青年税理士連盟誕生までの経緯

山 本 友 晴

1988年12月4日、熊本の菊南温泉観光ホテルにおいて開催された全国青年税理士連盟の常任理事会を傍聴しないかと牛島先生から勧誘があり、オブザーバーとして参加し、その時の会議のやり取りに強く感銘を受けたのが私の青税との出会いである。

その時期は消費税問題がピークに達しており、私も数回講演を依頼され、恐る恐るといった感じでこれをこなしていた。

友人の税理士が前年売上税について反対の講演を精力的にやっていたところ、支部から呼び出され注意を受けたとの事だった為、私も何かあるかな、と少し緊張感が漂っていた事も加わっていたのだが、常任会議に参加した事によりこれらの事が払拭されてしまった。

全国規模で、税の有り方について専門家として堂々と意見を述べる事がやられている事がわかり、強く心を打たれた。消費税については明確に反対で、反対行動が積極的にやられている、私も頑張らねばと心強く思った。その後の消費税反対集会では何はばかる事なく堂々と持論を披瀝して来ている。

こんな事から、青税の他に縛られることなく自分の意見を堂々と主張し行動する素晴らしさが理解できるようになり、熊本の仲間にも是非知らせて青税を作りたいという気持ちが湧き出して来たのが青税発足への起点である。

熊本では、1987年に同僚の高浜氏が合格し、88年には岡部氏が合格した。

先に合格していた伊藤氏等も加わって、税理士受験学習組織である金曜会（当初は金曜日に例会をやっていたのでこの名称を使っている。）を研究会を中心とした会として発展的に再開していた。

この金曜会の中で、仲間へ青税のニュース等のコピーや資料を渡しながら青税の良さを訴え続けて来た。

次の全国大会迄には結成できるようにとの私自身の思いから、89年の埼玉大会へ参加し、勇気を持って、熊本の現状と次期大会迄への熊本青税の結成を公言した。

全国の青税会員の前で身ぶるいしながらの発言は、自分自身を行動に追い込む手段としたものである。

それから1年が経ようとしている今、何とか結成へこぎつける準備が出来上がった。7月12日木曜日がその結成の日である。

5月12日全国青税の小池会長はじめ役員の方々の来熊が大きな励ましになったのはいうまでもない。

金曜会のメンバーと会食しながら、青税の事を説いてもらった。

メンバーの気持ちの中にしっかりと根づきはじめてた事を強く感じた一日だった。それから2ヶ月目にしていよいよ結成である。

会長候補、規約集づくり、案内状づくり、準備は整った。後は当日を待つのみである。多くの参加を克ちとり成功させねばと今、強く思っている。

さて、青税結成後の抱負であるが、税の専門家として、税はどうあるべきかについて研究し、意見を発表していくこれが青税の基本ではないかと思う。

税理士はややもすれば一人よがりのワンマンとなりがちであるがこれではいけない。横のつながりを大切にしながら自分の立場を忘れずに研鑽に励み行動する。これは青年ならではできない行動ではないだろうか。多くの税理士の仲間を迎え発言力ある組織とする為に熊本の青税も頑張らねばならない。全国の青税の豊かな経験が是非とも必要となります。

全国の青税の皆さん熊本青税をどうぞよろしくお願いします。